



令和 3 年 4 月 1 6 日
海 上 保 安 庁

「港則法施行令の一部を改正する政令」を閣議決定

港則法の港の区域の変更等を内容とする「港則法施行令の一部を改正する政令」が、本日、閣議決定されました。

1. 背景

港則法（昭和 23 年法律第 174 号）では、港内における船舶交通の安全及び港内の整とんを図るため、全国 500 箇所の港（適用港）において、港内における一般的な航法や、工事作業の許可等に係る規定を定めています。

また、港則法施行令（昭和 40 年政令第 219 号。以下「施行令」という。）においては、適用する港の区域（以下「港域」という。）や特定港の対象とする港を規定しているところ、今般、航路の延伸等に伴い、港域を変更する等の必要があることから施行令を改正することとします。

2. 概要

以下の港について港域の変更等を行う。

しづがわ 志津川港（宮城県） ますだ 益田港、はまだ 浜田港（島根県） うべ 宇部港（山口県）

3. 今後のスケジュール

公布：令和 3 年 4 月 21 日（水）

施行：令和 3 年 5 月 1 日（土）